

## 規 則

埼玉県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四号

埼玉県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県水源地域保全条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「第九条第二号」を「第十条第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。